

新潟市男女共同参画推進会議設置要綱

平成 17 年 4 月 1 日制定
平成 17 年 10 月 10 日改正
平成 18 年 4 月 1 日改正
平成 18 年 12 月 5 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 10 月 1 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 20 年 8 月 1 日改正
平成 21 年 1 月 1 日改正
平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 23 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 7 月 17 日改正
平成 25 年 4 月 1 日改正
平成 26 年 4 月 1 日改正
平成 26 年 4 月 9 日改正
平成 27 年 7 月 14 日改正
平成 28 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 7 月 1 日改正
平成 29 年 4 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 新潟市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新潟市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- (2) その他、男女共同参画施策に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、議長、副議長、事務局長及び委員をもって構成する。

- 2 議長は市長、副議長は市民生活部を所管する副市長をもって充てる。
- 3 事務局長は市民生活部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条 議長は、推進会議を代表し、会務を統括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

3 事務局長は、会議の所掌事務について、議長及び副議長を補佐する。

(会議)

第5条 議長は会議を招集し、その議長となる。

2 推進会議には、議長が必要と認めるときは、推進会議以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第6条 推進会議の事務局は、市民生活部男女共同参画課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

副市長	衛生環境研究所長	秋葉区長
水道事業管理者	経済部長	南区長
病院事業管理者	農林水産部長	西区長
教育長	中央卸売市場長	西蒲区長
市理事	技監	会計管理者
市参事	都市政策部長	議会事務局長
政策企画部長	新潟駅周辺整備事務所長	選挙管理委員会事務局長
東京事務所長	建築部長	人事委員会事務局長
危機管理監	土木部長	監査委員事務局長
危機管理防災局長	下水道部長	中央農業委員会事務局長
文化スポーツ部長	下水道管理センター所長	消防局長
観光・国際交流部長	総務部長	教育委員会事務局教育次長
国際・広域観光担当部長	財務部長	水道局経営企画部長
環境部長	税務監	水道局総務部長
福祉部長	市税事務所長	水道局技術部長
こども未来部長	北区長	水道局中央事業所長
児童相談所長	東区長	水道局秋葉事業所長
保健衛生部長	中央区長	市民病院事務局長
保健所長	江南区長	